

12 協同農業普及事業交付金

【令和5年度予算概算要求額 2,450 (2,350) 百万円】

<対策のポイント>

開発技術の迅速な普及・定着や担い手の経営発展のため、高度な技術や知識を持つ普及指導員が直接農業者に接して、需要構造の変化に対応するための経営支援や輸出拡大に向けた技術支援等の農政課題の解決、担い手ニーズに即した技術開発ニーズの掘り起こし、技術の社会実装等に取り組みます。

<事業目標>

効果的・効率的な普及事業の推進による開発技術の迅速な普及・定着や担い手の経営発展の実現

<事業の内容>

農業改良助長法に基づき、都道府県において高度な技術及び知識を有する普及指導員を設置し、普及指導員が直接農業者に接して農業に関する技術及び経営の指導を実施すること等に必要経費に対し交付金を交付します。

具体的には、普及指導員による地域の担い手の経営発展支援やみどりの食料システム戦略の推進等、技術を核として、農業者の所得向上と地域農業の生産面・流通面等における革新に総合的に取り組みます。さらに、令和5年度は、都道府県間の連携、普及指導活動のスマート化、肥料高騰対策に関する取組を強化します。

また、担い手をはじめとした現場ニーズを掘り起こし、農業革新を実現する技術開発につなげるとともに、民間企業とも連携して開発された技術の迅速な社会実装に取り組みます。

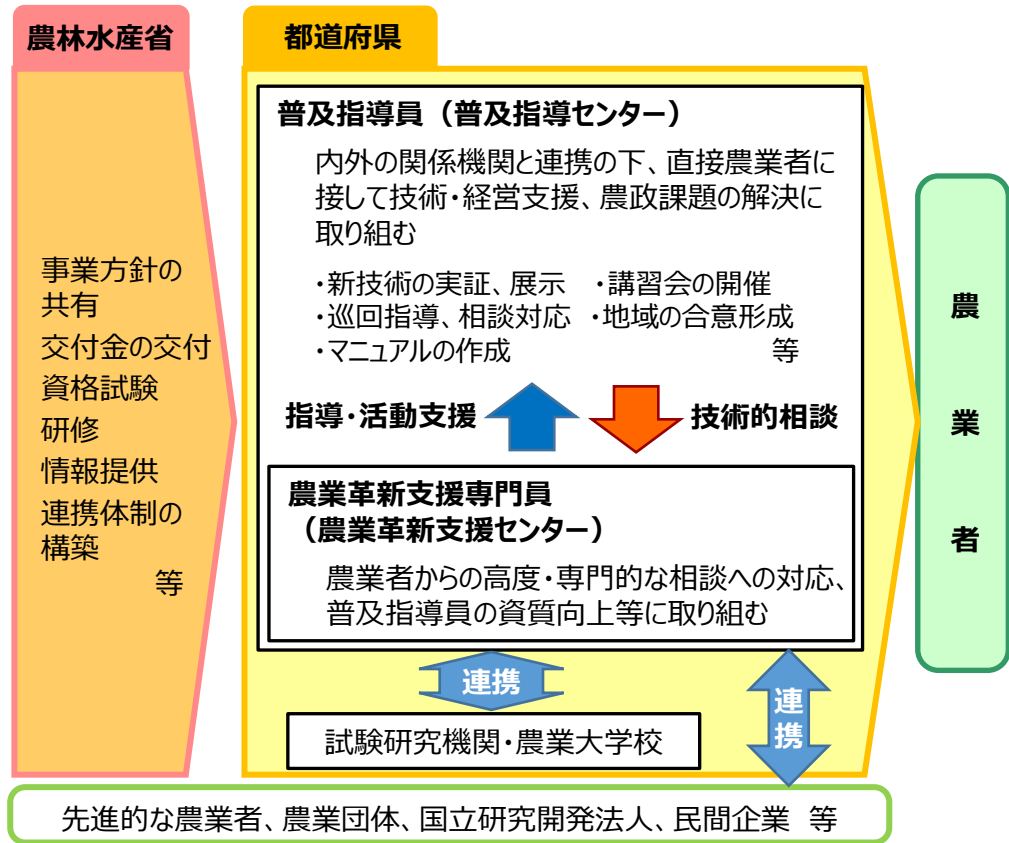
普及指導員のヘッドクォーターとして、研究・行政・民間等との連携や先進的な農業者からの高度な相談等に対応する農業革新支援専門員を普及指導員の中から選任して配置し、普及指導活動の高度化を進めます。

普及指導センターに設置したスマート農業技術の担当者又は窓口において、普及指導員が複数の技術・知識を組み合わせながら、農業者へ技術の支援をすることで、農政課題の解決に取り組みます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農産局技術普及課 (03-3501-3769)